

議案第 15 号

佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

佐倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年佐倉市条例
第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。